

離島指定検討部会の設置について（案）

1. 背景

離島振興対策実施地域については、離島振興法第2条に基づき指定している。現行の指定基準は、離島振興対策審議会（現国土審議会）の議決を経て昭和20～30年代に制定されたものであり、当時から離島の置かれている状況が大きく変化していることを踏まえ、離島の指定基準の点検等が必要となっている。

2. 検討体制

調査審議の円滑化を図るため、別紙の設置要綱により、離島振興対策分科会に、有識者から構成される離島指定検討部会を設置する。

3. 調査審議事項

社会・経済情勢の変化を踏まえた離島振興対策実施地域の指定基準についての点検及び点検結果を踏まえた所要の対応等を行う。

離島振興対策分科会離島指定検討部会設置要綱（案）

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、離島振興対策分科会（以下「分科会」という。）に離島指定検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の離島振興対策実施地域の指定等に関する以下の事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

- 一 社会・経済情勢の変化を踏まえた離島振興対策実施地域の指定基準についての点検及び点検結果を踏まえた所要の対応等に関する事項

（委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土政策局離島振興課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。